吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）
策定支援業務公募型プロポーザル募集要項

令和４年（2022年）4月

吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室

第1 業務概要.....3
1 業務名.....3
2 事業の概要.....3
3 業務内容及び要求仕様.....3
4 履行期間.....3
5 実施場所.....3
6 提案上限金額.....4
7 募集要項の配布.....4
8 発注者及び提案募集事務局(提出・問い合わせ先) 4
9 スケジュール.....5

第2 プロポーザルへの参加.....5
1 参加資格.....5
2 参加表明書の提出.....6
3 参加資格の通知.....6

第3 質問の受付及び回答.....6

第4 提案書等の提出.....7

第5 提案の審査.....7
1 プレゼンテーション審査の概要.....7
2 注意事項.....8
3 選定の方法.....8
4 選定結果の通知について.....8
5 契約方法及び支払方法.....9
6 契約保証金.....9
7 選定結果の公表.....9
8 提案者が１者又はない場合.....9
9 提案の無効に関する事項.....10
10 失格に関する事項.....10

第6 その他.....10

第1 業務概要

1　業務名

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定支援業務（以下「本業務」という。）

2　事業の概要

平成 23 年(2011 年)に制定された「スポーツ基本法」に基づき、令和 4 年(2022 年)4 月にスポーツ庁において、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むことを基本方針とした、「第 3 期スポーツ基本計画」が施行されました。

大阪府でもスポーツ楽創都市・大阪を目指し、「第 3 期スポーツ基本計画」を踏まえ、令和 4 年(2022 年)4 月に「第 3 次大阪府スポーツ基本計画」が施行されました。

吹田市においては、これまでも本市独自の様々な体育振興、スポーツ推進を行ってきましたが、さらなる生涯スポーツの推進及びスポーツを通した都市魅力の創造を推進するため、この度の国及び府の基本計画を踏まえたスポーツ推進計画を策定するものです。

また、本市においては、スポーツ施設の老朽化が進む中、大規模改修等については、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画における基本方針に沿って、年次的に効率的な計画を立案していく必要があります。既存の施設は、規模、機能面においても多くの課題を抱えており、今後、多様化する市民ニーズに対応していくためには、多種目での利用やプロスポーツなどを始めとする大会を開催できる施設へと整備・充実を図っていくことが必要です。

これら本市のスポーツ施設の現状と課題を踏まえ、施設整備のあり方を盛り込んだスポーツ施設整備方針を策定するものです。

3　業務内容及び要求仕様

本業務仕様書のとおり。

4　履行期間

契約締結日の日から令和 6 年2月29日まで。

5　実施場所

吹田市役所
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
ほか、本市が指定する吹田市内の場所

6　提案上限金額

５，２６２，４００円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

期 間	金 額（消費税及び地方消費税を含む）
契約締結日から令和５年３月３１日まで	３，２２３，０００円
令和５年４月１日から令和６年２月２９日まで	２，０３９，４００円

見積金額が限度額を超えた場合は、失格とします。

7　募集要項の配布

（1）配布期間

令和4年4月11日（月）午前９時から令和4年4月28日（木）午後５時30分まで

(2) 配布場所

吹田市ホームページ内　文化スポーツ推進室トップページ

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-toshimiryoku/bunspo.html

8　発注者及び提案募集事務局(提出・問い合わせ先)

（1）発注者

吹田市長　後藤　圭二

（2 ）提案募集事務局

吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室（担当者 浅田、守屋）

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号　低層棟３階

電話番号：06-6384-2431（直通）FAX番号：06-6368-9908

E-Mail：spo-suishin@city.suita.osaka.jp

9　スケジュール

手続等	期限等
募集要項等の公表（募集開始）	令和４年４月 11 日(月)
参加表明書の提出期間	令和４年４月 11 日(月)午前９時から 令和４年４月 28 日(木)午後５時まで（必着）
質疑書の提出期間	令和４年４月 11 日(月)午前９時から 令和４年４月 18 日(月)午後５時まで（必着）
質疑書に対する回答	令和４年４月 22 日(金)（予定）
参加資格通知	令和４年５月　６日(金)
提案書等の提出期間	令和４年５月　９日(月)午前９時から 令和４年５月 20 日(金)午後５時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和４年６月　６日(月)（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和４年６月 14 日(火)（予定）
契約締結	令和４年６月 21 日(火)（予定）

第2 プロポーザルへの参加

1　参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合、その参加資格を失うものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第１項に規定する者でないこと。
(2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
(3) 本市から指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けていること。
(6) ISO27001認証、JIS Q 27001認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。
(7) 大阪府内又は隣接府県内に本社又は支店等を有する者であること。
(8) 募集要項公表日の前日から過去5年間の間に、国、都道府県または市町村からのスポーツ基本法（スポーツ振興法）に基づく、基礎調査及び計画策定の受託完了実績を有する者。

2　参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 類似業務実績調書（様式3）及び契約書の写し等履行実績を証する書類

エ 業務実施体制調書（様式4）

オ セキュリティ認証の写し

カ 吹田市暴力団排除条例施行に伴う誓約書（様式5）

(2) 提出場所

提案募集事務局まで提出（第１　８発注者及び提案募集事務局 参照）

(3) 提出期間

令和4年4月11日(月)から令和4年4月28日(木)まで

午前９時から午後５時まで（ただし、土日及び平日正午～午後０時45分を除く）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送の場合は書留等の配達した記録が残る方法とし、令和４年4月28日(木)必着。

(5) 参加辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務について、競争上の不利益となることはありません。

3　参加資格の通知

事務局が提出書類の内容を基に、提案事業者が参加資格要件を満たす者かを確認し、令和4年5月6日（金）午後5時30分までに全提案事業者に対し、電子メールにより通知し、その後、書面により通知を行います。参加資格のない者に対しては、その理由を付して通知します。

第3 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

提案募集事務局まで質疑書（様式8）を電子メールで提出する。

(2) 質問受付期間

令和4年4月11日（月）午前９時から令和4年4月18日（月）午後５時まで

(3) 質問に対する回答

回答は質問回答日に、吹田市文化スポーツ推進室ホームページで公開します。

回答日：令和4年4月22日（金）（予定）

第4 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和4年5月9日（月）から令和4年5月20日（金）まで

午前９時から午後５時まで（ただし、土日及び平日正午～午後０時45分を除く）

(2) 提出場所

提案募集事務局まで提出（第１　８発注者及び提案募集事務局 参照）

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送の場合は書留等の配達した記録が残る方法とし、令和４年5月20日(金)必着。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
ア 提案書【表紙】（様式6）	1部	
イ 企画書（様式自由）A4判両面10ページ以内	14部	イ・ウ順で左上をホッチキス止めのこと
ウ 見積書（様式7）及び内訳書（様式自由）		

(5) 提案書等に関する留意事項

ア 本業務仕様書の内容を踏まえ、業務目的達成のための必要な事項を記載してください。

イ 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意して記載してください。

ウ 企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施することとしてください。

エ 用紙の規格はA4判、両面印刷、横書きとします。イメージ図、表等を入れてもよいこととします。なお、Ａ３判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込みとします。A3判を使用する場合は、A4判２ページ分と換算します。

オ 文字サイズは12ポイント以上とします。

カ 提出書類には、会社名、ロゴマーク等事業者を特定できる箇所は記名しないかマスキング処理等を行い、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

キ 提出書類の返却はしません。

第5 提案の審査

1　プレゼンテーション審査の概要

提案者の企画力や技術力、専門性、意欲や理解度などをより詳細に把握するため、「吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定支援業務プロポーザル選定委員会」以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施

します。

※審査基準及び配点表については別紙のとおり。

ア 実施予定日

令和4年6月6日（月）午後（予定）

※実施日時及び実施場所の詳細は、参加資格通知とともに正式に通知します。

イ 時間配分

各者30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

2　注意事項

ア 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

イ プレゼンテーションの出席者は３名までとします。

ウ 提案資料と同内容のパワーポイントは利用可能とします。

エ スクリーン及びプロジェクターについては本市で用意しますが、パソコン等その他必要な機材については提案事業者が持参してください。

オ 提案事業者は、会社名を特定できるようなバッジ等を身に着けないでください。

カ 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

キ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはオンラインにてプレゼンテーションを実施する場合があります。

3　選定の方法

委員会の各委員が審査基準の評価点の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案者及び次点者を決定します。（1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とし、決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員の合議又は多数決により決定します。）

なお、最優秀提案者及び次点者の決定においては、全委員の評価点数の総合計について、満点の６割以上を獲得しているものとします。

4　選定結果の通知について

選定結果については、プレゼンテーション審査を受けた提案者全てに対し、令和4年6月14日（火）午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知を行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日か

ら起算して７日以内に事務局に説明を求めることができます。

5　契約方法及び支払方法

審査の結果、最優秀提案者となった1者を契約候補者とし、随意交渉の上、契約締結を行います。ただし、事故等の特別な事由により、最優秀提案者との契約が不可能となった場合においては、次点の者から繰り上げて契約候補者とします。

業務委託料については、年度毎に実績報告書及び成果物の提出後に検収を行い、一括で支払うものとします。

6　契約保証金

吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

7　選定結果の公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとします。

なお、本件の公表は、文化スポーツ推進室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとします。

(1) 最優秀提案者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点
(2) 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、応募が2者の場合には公表しない。）
(3) 全提案事業者の評価点及び順位付け（1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
(4) 審査項目・基準、配点
(5) 委員会委員の役職名
(6) 委員会の会議録の概要
(7) その他、委員会委員長が必要と認める事項

8　提案者が１者又はない場合

応募が１事業者の場合でも審査・選定を行いますが、品質確保の観点から最低基準を満点の６割と設定し、全委員の評価点数の総合計が最低基準に満たない場合、再度公募を行います。

提案者がない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。

9　提案の無効に関する事項

次に挙げる項目に一つでも該当するときは、その者を失格とします。

(1) 契約候補者の選定時点において本要項の「第2　１参加資格」の各号に掲げる資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に、提案書類を提出しないとき。

(3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

(4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

(5) 「第1　６提案上限金額」に定める金額を超えたとき。

(6) 追加費用が発生する提案を行ったとき。

(7) ２つ以上の提案書を提出したとき。

(8) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

10 失格に関する事項

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに、入札に準じて指名停止の措置を講じることとします。

(1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第6　その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、本要項、基本仕様書等を熟読し、順守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持することとします。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、本要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

(3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

(4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。